

麦類の赤かび病対策 必ず実施、徹底を!!



令和5年、国内産小麦の一部から、食品衛生法で定める基準値1.0ppmを大幅に超えるデオキシニバレノール（赤かび病の病原菌が産生するかび毒）が検出され、生産された小麦やその小麦を使用した製品が回収、出荷停止となる事案が発生しました。

農産物検査時に赤かび粒は確認できなかったものの、流通後、製粉業者の測定で基準値の大幅な超過が発覚しました。

赤かび病が発生すると、基準値超過で出荷が出来なくなる可能性があります。また、製品の回収、出荷停止となると産地の信用問題にも繋がります。

ポイントは①適期防除、②適期収穫、③調製の徹底です。必ず裏面記載の対策を実施してください。

①適期防除の実施

- ・ 赤かび病を防ぐため、必ず麦の生育状況を確認し、以下の時期に最初の防除を実施する。
- ・ 出穂期以降、高温多湿で発生しやすい気象条件の場合、1回目散布から10日後頃に追加で防除を行う。

	最初の防除を行う生育時期
小麦	開花始期～開花期※ ¹ （出穂7～10日後頃）
二条大麦	穂揃い期の10日後頃（葯殻抽出始め※ ² 、出穂12～14日後頃）
六条大麦	開花始期～開花期（出穂3～5日後頃）

※¹ 開花期とは、1穂につき数花開花をしているものが、全穂数の40～50％に達した日。



※² 二条大麦 葯殻抽出始め

薬剤例※ ³	FRAC コード
トップジンM水和剤	1
ワークアップフロアブル	3
ミラビスフロアブル	7

※³ 使用にあたっては必ずラベルを確認し、使用基準を遵守すること。また、耐性菌の発生を防ぐため、同一系統の連用を避ける。

②適期収穫と刈り分けの徹底

- ・ 穀粒水分25％以下が刈り取り適期となる。
穂首の曲がった穂の割合が
小麦・六条大麦 ほ場の50％以上となった時期
二条大麦 ほ場の90％以上となった時期
- ・ 赤かび病発生ほ場、倒伏ほ場は、必ず刈り分ける。

③乾燥と丁寧な調製

- ・ 収穫後は放置せず、速やかに乾燥する。
- ・ 粒厚選別、比重選別で丁寧な調製を行う。